

住民票の郵送請求のしかた

請求することができる方

- (A) 本人・本人と同じ世帯の方
- (B) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方
【例】年金手続きのため、死亡した方の住民票を相続人が請求する場合等
- (C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (D) その他住民票に記載された事項を利用する正当な理由がある方
- (E) 弁護士、司法書士などの法律で定められている方

請求に必要なもの

①住民票の交付請求書

※請求者の住所、氏名、生年月日、押印（スタンプ印、ゴム印は不可）、電話番号

※必要な住民票について、住所・世帯主の氏名・必要な方の氏名・生年月日・請求者との関係

※必要とする住民票の種類と数、使用目的等

以上を用紙に記入します。請求書に不備等がある場合、お電話で確認させていただくこともありますので、昼間連絡のつく電話番号を必ずお書きください。

②手数料

手数料は、定額小為替でお願いします。郵便局で購入できます。（切手や収入印紙はお取扱いできません。）

③返信用封筒

請求者の住所・氏名を記入した封筒に、切手を貼って同封してください。郵送料が不足しそうなときは、必要な額の切手を同封してください。（例 84円+10円）送付先は、④の本人確認書類に記載された住所です。勤務先等には送付できません。

④請求者の本人確認書類

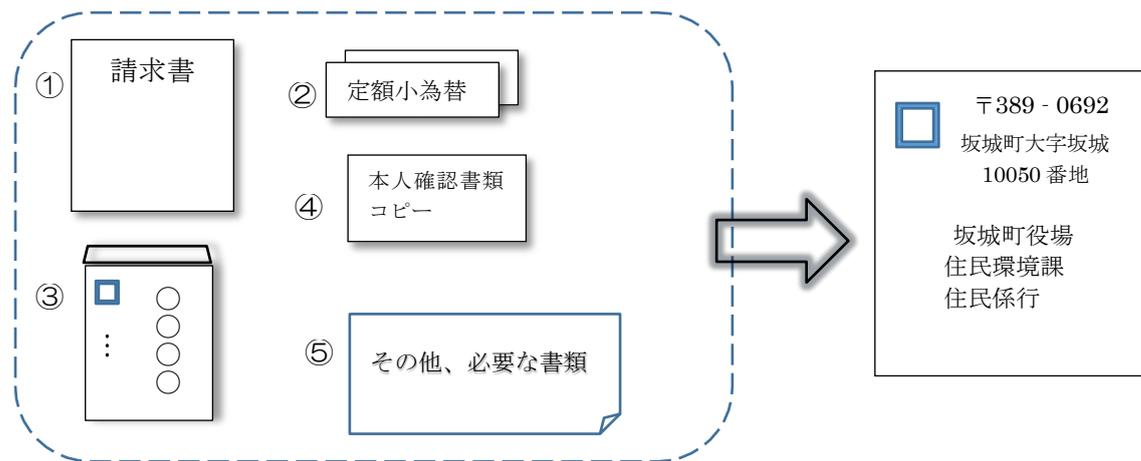
運転免許証・健康保険証・住民基本台帳カード等いずれかのコピーを同封してください。現在の住所（=返信用封筒の送付先）がわかるようにコピーをしてください。

⑤その他、必要な書類

※上記1（A）～（E）の代理人からの請求の場合は、請求できる方からの委任状が必要です。

※交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な資料を送付していただくこともあります。

①～④（必要に応じて⑤の書類）を住民係まで送付してください。



送付先

〒389-0692

長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050 番地
坂城町役場 住民環境課 住民係

手数料

種 類	手数料 (1 通)
住民票(世帯全員・謄本)	300 円
住民票(世帯の一部・抄本)	300 円
住民票除票(除かれた住民票)	300 円